

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年12月17日

分任支出負担行為担当官 九州地方整備局

大分川ダム工事事務所長 平松 信幸

1 調達内容

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| (1) 購入等件名及び数量 | 小型貨物自動車1個交換購入 購入1台・引渡し1台 |
| (2) 調達案件の仕様等 | 入札説明書による。 |
| (3) 納入期限 | 平成23年3月3日迄
(引渡車両は3月10日に引き渡す予定) |
| (4) 納入及び引渡場所 | 入札説明書による。 |
| (5) 入札方法 | |

上記(1)の件名を入札に付する。なお、落札決定にあたっては、総合評価の方式をもって行うので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の総価を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 国土交通省における物品の製造・販売等に係る競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のうち「車両類」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

- ① 手続開始の決定を受けていること。
- ② 手続開始の決定後、以下の（ア）～（ウ）を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。

- (ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
- (イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
- (ウ) 上記（イ）に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

詳しくは競争参加者の資格に関する公示（平成22年1月8日）による。

- (4) 証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 国の機関（公社、公団、事業団体及び独立行政法人含む）、地方公共団体（都道府県、市町村）又は民間に同種品目の納入実績があること。
- (6) 当該購入物品に関しアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。詳細については、別紙技術審査資料作成要領のとおりとする。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 当該納入物品について、仕様書で定めている仕様を満たすものであること。
- (9) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (10) 現場説明会（下見会）に参加した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び証明書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒870-0044 大分県大分市舞鶴町1丁目3番30号

九州地方整備局 大分川ダム工事事務所 総務課 契約係

電話097-538-3391 内線223

問い合わせ方法 ファクシミリ

FAX097-538-3397

- (2) 入札説明書の交付場所

上記(1)と同じ

- (3) 下見会（引渡車）

平成22年12月17日～平成23年1月5日

場 所 : 上記(1)と同じ

時 間 : 別紙仕様書の担当職員と調整

(4) 証明書の受領期限

平成23年 1月 7日 (金) 17時

(5) 入札書の受領期限

平成23年 1月17日 (月) 17時

(6) 開札の日時及び場所

平成23年 1月18日 (火) 10時00分

国土交通省 九州地方整備局 大分川ダム工事事務所 入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項

① この競争に参加を希望する者は、必要な証明書等を上記3(4)の受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。

② この競争に参加を希望する者は、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づき当該物品の製作仕様書等を作成し、上記3(4)の受領期限までに、これに必要な証明書等とともに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 落札対象 製作仕様書等は、分任支出負担行為担当官において技術審査を行い、基本的仕様及び特質等が満たされ使用目的に耐え得ると判断した当該製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

(5) 入札の無効 競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 総合評価落札方式とする。

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、入札説明書7.(5)総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。また、原則として、当該入札の執行において入札回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに

落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(8) 詳細は入札説明書による。

(9) 手続による交渉の有無 無